

新たな農地制度について

耕作者の地位の安定と、食料の安定供給を図るための重要な生産基盤である農地について転用規制の厳格化等によりその確保を図るとともに、農地の賃借にかかる規制を見直し、農地の面的な利用集積を図る事業の創設等により、その有効利用をすることを目指し、下記のように制度が変わりました。

農地が貸しやすく借りやすくなりました！

- 農地の賃借については、農地を適正に利用していない場合に賃借を解除する旨の条件を契約に付した上で、地域の農業者との適切な役割分担や経営の継続性・安定性が見込まれる、農業生産法人以外の法人や農作業常時従事者以外の個人にも、権利が設定出来るようになりました。
- 民法により今まで農地の賃貸借期間が20年以内とされていましたが、50年以内となりました。

違反転用に対する罰則が強化されました！

- 違反転用をすると県知事等により行政代執行制度が創設され、罰則も強化されました。
(3年以下の懲役又は300万円以下の罰金、法人の場合は1億円以下の罰金)

標準小作料制度は廃止されました！

- 平成22年度から標準小作料は廃止され、農業委員会が農地の賃借料情報を提供するようになりました。(毎年3月発行の農業委員会だよりに掲載)

農地の相続は届出が必要となりました！

- 相続により農地を取得した場合は、農業委員会に届出が必要になりました。
(届出の用紙は、市民課の受付に準備してあります。)

農地の面的集積が促進されました！

- 農地利用集積円滑化事業が創設され、市の経済課・産業振興課で、多数の農地所有者から貸付等の委任を受け、農地の利用者にまとまった形で貸付を行う仕組みが導入されました。

遊休農地対策が強化されました！

- 農業委員会が全ての遊休農地を対象に指導・勧告を行うようになりました。
- 農業者等が遊休農地である旨を、農業委員会に申し出る事が出来る仕組み、所有者が判明しない遊休地についても利用を図る措置等が新たに設けられました。